

## 日本労働年鑑 第25集 1953年版

The Labour Year Book of Japan 1953

## 第二部 労働運動

## 第三編 農民運動

## 第六章 各派農民団体の動向

## 第二節 日農(統一派)第五回大会

一、日農(統一派)第三回中央委員会開催 五月二七、八日日農統一派は第三回中委を開催した。出席中央委員五四名、県連一四で久保田中央委員長議長となって本部一般活動報告にはじまり、再編方針具体化に関する件、農民新聞など機関紙の拡充に関する件および農業委員会選挙対策等の重要事項について討議がおこなわれた。これは第二回中委以来約半年間の日農活動の検討であり、とくに再編方針具体化の問題をめぐって熱心な議論がたたかわされたことは注目される。

## 一般活動報告(要旨)

「われわれは第四回大会において新綱領を決定し、部落を基礎とする再編成方針のもとに斗って来たが、なお内外反動勢力の強権政策、欺瞞政策の前に十分な成果をあげえない状態である。われわれは今こそ農民の階層分化の基礎の上に農民生活に根をおき、そこからあらゆる不平不満をひき出し、それを反抗にまで高めねばならない。その斗いの中に貧農のヘゲモニーを確立し、平和を守る唯一の道、全面講和、再軍備反対の斗争にまで発展させなければならない。われわれは農村プロレタリアないしセミプロレタリアの組織に今後一層努力しなければならない。ここにこそ当面最も重要な労農同盟のくさびがあるからである。」

再編成活動について常任委員会は北陸、東海、関西の各地方協議会をひらいて調査と検討を行い通達を出したが、その中で強調されたことは「工作能力が低いために方針が現実化されない」ということであった。たとえば北陸地協の討論では、つぎのような結論が出た。

- 1 斗争目標がボケた
- 2 幹部が公職につき組合を裏切った
- 3 富農的なものが貧農の要求を抹殺した
- 4 組合運動の軽視と合法主義の枠内にとどまっている

「いろいろと組合活動の弱体化の原因が追求されるのであるが、工作活動は依然従来通りのやり方で、情勢の変化に適応せず甚だしい場合には日農支部の存在が農民の立ちあがりを押えているようなところさえ出ている。われわれは農地改革後の農民の階層分化に基礎をおき、貧農の要求が何であるか、とりわけ農業労働者ないしは半労働者が何を求めているか、激化する情勢の中にそれらの要求は如何に斗わるべきかを、工作活動の土台としなければならぬ。再編成方針が部落を基礎にすることはいささかも部落内階級斗争を否定し、農民の階層分化を否定するものでないことは勿論、斗争を部落単位のものに止めようとするものでは更でない。一部落、一農民の窮乏といえども、内外独占資本による収奪にほかならないとき一層広汎な大衆動員の基盤こそ部落であるからである。」

つぎに地方協議会は、北陸、東海、関西のほか、一月一〇日関東地方農民代表者会議、同一五日常東大会、三月一日島根県連大会、同一二日栃木県連大会(足利農民組合七、〇〇〇名合同)四月一三日長野県連大会等である。

地方選挙は部分的には成功したところもあるが「全体的な観点に立つ時敗北したことを認めなければならない」。また強権供出制度に対しては、「われわれはこれとの斗争においてなお十分に斗い得ない状態にある。この斗争をどう展開するかは今日われわれに課せられた任務である。」また農業委員会对策が重視されねばならない。また青年運動平和運動は各地に起りかけているが、なお不十分であると結論が下された。

#### 再編成方針具体化に関する討論

山口常任より「再編成方針具体化に関する件」の提案があり、一昨年以來日農再編成が問題となった理由は、基本的には日農が戦後の特殊事情(占領軍の進駐)のもとに発生し発展したこと、この特殊性から「政策の面で甘さを持った事」、「組織の面では意識的に日農を整備し、強化しなかった」(「農民運動資料」第25号十六頁)ことが指摘された。その結果また日農の組合活動において、情勢を正しく具体的に把握することができず、活動報告も不正確となり、「大げさで、はったり的」となったこと、運動の昂揚期と困難期における相違が認識できなかった等の欠陥が指摘され、「一点突破の戦いをやり、そこから、その経験をつかんで全体にいかなければならない」ことが強調された(前掲資料一六一七頁)。かくてはげしい討論がおこなわれ、日農が「貧農を中核とした貧中農の同盟体」であるべきこと、その貧農と中農との同盟は具体的にはいかに闘争の中で実践されるのか、貧農だけの要求と闘争では運動の広がりを持ち得ないこと等きわめて重要な問題が明らかにされた。

ついで新潟、長野、青森、山口の四県連代表から再編成闘争の実情が報告され、日農内における貧農・中農の要求の統一点をどこに求めるか、貧農のヘゲモニーをいかに確立するかについて長時間の討議がおこなわれ、議長より大要つぎのような結言が報告された。

一、日農の工作能力の問題点は「農民の生活の極度の窮乏化及び階級分化の進展、そこから導き出される農民闘争の質の変化を認識し、貧農の指導権を確立することにあり、以上の観点から工作問題が提起されなければならぬ。」

二、貧農の要求を具体的につかみ、これを中心とした闘いの中で中農の要求を統一する。

三、日農は貧中農の同盟体であるが、地域の事情、闘争の形態によっては貧農独自の組織をつくる必要がある。しかし一般的には独自の貧農団をつくる必要はない。「同時に貧農の闘争が労働者との同盟軍としての日農の闘いの中心となるものであり、且つ貧農の諸要求は労働者階級との共同提携なくしてはかちとれぬものであることを認める。」(前掲資料二七ページ)

なお、ひきつづいて農民新聞強化の件、地方選挙闘争、自治体との闘争、平和擁護闘争、全国大会等につき討論された。以上のごとく第三回中委の中心議題は、貧農を中核とする組織論であり、それにとまなう具体的な闘争方法の検討であったが、平和運動の立ちおくれが指摘され、失業者との共同闘争の重要性が再認識されたことなどはきわめて重要である。

二、第五回全国大会 日農(統一派)は八月二五、二六の両日、京都市労働会館において第五回全国大会を開催した。議長団に池田峯雄、田上開治、斎藤久雄三氏を選出、資格審査の結果代議員三四二名中二八一名の出席で大会成立の報告があったのち、下坂書記長より会計報告、一般活動報告があつて質疑討論に入った。この間高山京都市長、蜷川京都府知事等の祝辞があり、一般

活動報告は五一年度活動方針と一緒に討議することに決定、久保田委員長より一般活動方針の報告があった。討論の内容につき注目すべきものを摘記すればつぎの通りである(「農民運動資料」第30・31合併号五ページ以下による)

「封建制度によって、地主制度によって農民が苦しめられているのではなく、帝国主義の支配と収奪によって農民は苦しめられているのだ。地主の復活強化が方針書でうたわれているが、どこに現実の問題として復活強化がみとめられるか。具体的に指摘することは困難ではないか。富農が階層として形成され、その反動的役割についても指摘されていない。農村ボスがいかなる役割を果しているかその点も明確でない」(山田広島代議員)

「方針では日農の組織は貧中農を主体とするといっているが、いまでは斗争の重点は富中農の税金、供出斗争にあり、貧農の斗争は実際では弱くなっているのではないか。税金や供出に貧農は関係するところがすくないのが現実だ」(斉藤福岡代議員)。

「貧中農独自の要求と斗争とはかえってたかまっている。例えば地方税、仕事よこせ、賃金値上げ、山林原野の開放斗争など」(久保田委員長)。

「農民収奪の形態が、供出と税金に集中されていることは争えない。警察予備隊等に対する反対斗争も今日非常に重要となっている。現在ではこれはほとんど農村から募集されている。日農が方針を明確にして反戦平和の斗争に立上っていたならば、農民斗争も、もつともり上っていたに相違ない」(広島県連)。

「広島の見解には反対だ。いまでも土地問題は農民斗争の中心課題だ」(群馬県連)。

「問題の出発点は現在の土地斗争が反封建斗争かどうかということだ。次に農民が土地を自由に買うことができたとして、農民の生活は安定するかどうかにある」(広島県連)。

「私は結論的にのべたいが、反封建斗争というこの農民斗争は、実におどろくべき障害を与えたことを吾々は実践において知っている。しかも戦斗的農民は身をもってこれを経験し、血のにじむ体験によって既にこれは克服されているのだ。……反封建斗争とは農民指導における一つの誤れる理論体系をなしたものだ。平和革命論、議会主義、自治体社会主義、そして農地改革から農業改革へというブルジョア民主主義コースの一環をなすものであり、土地管理斗争、デコボコ是正斗争、カクシ田摘発斗争、そして最後には土地売付斗争に至るまで、これは一つの体系の表現であって、根本的に誤っていることは実践済みだ」(折笠福島代議員)。

「貧農の結集、組織化を如何にすべきかが明らかになっていないと思う。当面の農民斗争は貧農の組織化をまず第一の任務とすることだ」(山梨県連)。

「貧農の独自の組織を作ることは反対だ。貧中農の同盟体に全農民を結集する条件は成熟している」(委員長)

かくて討議の後一般活動報告と一般活動方針を可決した。ついで奈良県連提案の緊急動議「平和と独立のための国民戦線結成の件」を採決に附し可決。鳥取県連提案の「三保軍事基地取上反対の件」を中心に各地の土地取上げ事件が報告され、討論の結果軍事基地のための土地取上反対、取上げ土地に対する補償、補償協定成立までは関係者の土地立入り禁止を内容とする決議を採決し、これを関係農民に送ることになった。

大会第二日は、吉田産別議長祝辞ののち、地方議員提出のつぎの議案を上程、討論の結果採決された。

(一)米麦包装規格改正反対斗争の件(岡山県連)(二)供出及農産物価格対策の件(新潟県連)

(三)単作地帯振興予算削減反対の件(同)(四)農産物災害補償及災害復旧工事の件(長野県連)  
(五)治水治山工事はボスや請負師に任すな(京都府連)(六)全額国庫負担による土地改良の完全実施(新潟県連)(七)農業手形返済期限五ヵ年延長の件(同)(八)平衡交付金を要求通り出せ、農機具に税金をかけるな(九)開拓補助金打切り反対および補助費要求の件(北海道連)(一〇)森林法の改悪反対(岐阜県連)(一一)山林原野即時開放薪炭生産者の生活擁護に関する件(一二)松川平事件公判斗争支持の件(福島県連)(一三)農民戦線統一に関する件(群馬県連)

つぎに本部提出の議案(一)平和運動強化に関する事(二)青年運動強化に関する件を上程、可決された。ついで新役員の発表があり、久保田委員長再選、副委員長に小原嘉(長野)、大沢久明(青森)、書記長竹村奈良一(奈良)の諸氏が選出された。かくて小原副委員長の大会宣言朗読、平和に関する決議、講和に関する決議等を満場一致可決して大会の幕を閉じた。

#### 日農(統一派)一般活動方針

(前略)(三)斗争の方向と組織の拡大強化について

以上の過去一年のわが日農運動の欠陥を克服し、農民斗争を飛躍的に発展させるためには次の点が明かにされねばならない。

(1)第四回大会の新綱領は基本的には正しかったが、より明確化されねばならない。即ち「民族の独立」、「半封建制との闘い」、「独占資本との闘い」の三大綱領はいまなおわれわれの闘いの中心方向を示している。しかしこれを単に並列的に理解するのではなく統一的に理解されねばならない。

まず、帝国主義が国内の買弁的独占資本を操縦して、日本農村を直接に支配している点を明かにせねばならない。次に「半封建斗争」について云えば、土地改革を不徹底にし、半封建制ののこりかすをのこして農村に奴隸的意識と分裂意識の温存をはかり、帝国主義はこの半封建制ののこりかすを農村支配をより有利にするために利用している点が明かにされねばならない。

例えば最近旧地主及富農の一部が買弁的特権的な反動勢力として、買弁機構と結合し、その手先としてのさばっていることから「半封建斗争」は益々重要性をおびていると共に、これとの闘いは本来の敵である帝国主義にたいする闘いに従属して斗われねばならない。一部旧地主の復活、それに伴う土地取上、小作料引上などに対する闘いは帝国主義の手先としての復活に対するものであり、ものとり斗争のみとしてではなく政治的方向への闘いとして発展させなければならない。

(2)と同時に帝国主義はいま世界第三次大戦の放火をはかっており、彼等の農村支配もすべてこの角度からなされている。敵の戦争政策のあますところなきバクロと共に、もろもろの農民の要求と行動を「平和と独立」の闘いの方向に統一してゆかねばならない。

われわれの統一戦線と平和擁護斗争のいちじるしい立ちおくれの原因の一つは右の二点の理解の不充分にあった。

(3)「部落を基礎にした再編成」についていえば、部落の封建的秩序に対抗して貧農を先頭とした日常生活を編成する部落の結合を基礎にした再編成は独占資本との闘いと結合しており、その意味では正しいものではあったがこの半封建制との斗争のみが一面的に孤立的に考えられる傾向をうんだ。これは一面綱領の並列的理解に基くものであるが、その結果は日農を新しい情勢下における組織たらしめず、古い殻のままの組織に固定する傾向と孤立化に導いた。

右の政策の明確化とその発展は日農組織を新しい状況下において発展させなければならないことを示している。

I だいたいと言って日農組織は地主制度ないし地主勢力に対する闘いのなかで、いわば土地闘争のなかで作られた。その当時この方向での組織は農民の要求を統一してゆく大衆路線であった。新しい情勢の変化にともなう農民の要求と行動を統一する大衆路線の組織は帝国主義にたいする闘いの方向に全農民を統一してゆくものでなければならない。

II 次にこの敵との闘いに全農民を統一してゆくためには、内外独占資本によってもっとも収奪され、またこの闘いにおいてもっとも革命的である貧農＝半プロレタリアートこそ、組織の中核とならなければならない。

III この闘いにおいて敵の政策がすべて戦争準備に集中されている現在、政策的には「平和と独立」の闘いに統一されるための組織でなければならない。

次に貧農勢力の結集への強調が一部では貧農セクトをうんでいるかに考えられているが、それは貧農の闘いを「ものとり」の点からのみとりあげたため、農民各層間の部分的利害の対立のとりことなり「平和と独立」の闘いに発展させえなかった点にある。経済的には部分的に細かい利害の対立はあっても「平和と独立」の闘いについては一部買弁分子を除く全農民は完全に統一しうることを理解しなければならない。この理解の上に立てば貧農結集への努力は益々強調されなければならない。

以上の方針に従って農民闘争を発展させ、日農の強化をはかるためには特に次の点が強調されなければならない。

(イ)情熱にもえ、行動力あり、しかも愛国心に富む青年の結集とそのための活動の強化、日農青年部の強化と、これが中心となった地域青年団その他一切の青年組織との共同闘争の展開

(ロ)「食と仕事と土地をよこせ」の貧農の失業者的要求に基く闘争を激発し、これを平和的生産事業の実施と軍事基地のための一切の仕事のボイコットの方向に高めること。

(ハ)一連の収奪の強化と反動政策の結果、土地をめぐる闘いは激化の傾向にある。軍事基地のための土地取上げはもちろん、その他の土地取上反対闘争、薪炭、採草地、未墾地、山林などの土地解放闘争を経済主義的にのみとりあげるのではなく、帝国主義の反動政策との闘いとして政治的にとりあげ、重視しなければならない。

(ニ)農村労働者、農村にある中小商人の闘いとのテイケイの強化。

(ホ)都市労働者の軍需品製造に対するサボと抵抗、軍需品製造と輸送の拒否、更に国際的平和勢力の「平和と独立」のための闘いを農民に知らせ、勝利への確信を与えること。

(ヘ)帝国主義の農村支配の有力な武器である植民地文化の注入に反対し、民族文化の高揚のために闘うこと。

(ト)農村における闘争を統一するための活動として従来の日農のワクにあてはめて闘争を阻むようなやり方を止め、広く活動家を下から結集して「農村活動家集団」の如き形態へ発展させ、そのなかで日農が指導性を発揮すること。

(チ)農村における本来の敵は農業委、役場、地方事務所、税務署、農協、共済など広い意味での権力ないしその補助機関と結合し、買弁官僚、植民地支配によって利益をうる買弁資本と結託した、帝国主義政策実施に協力する農村における忠実な手先、いわゆる農村ボスであることを明かにし、大衆的不正の摘発斗争と結合して彼等の孤立化と打倒のために全農民を統一して闘うこと。

当面われわれはもろもろの農民の斗争を激発し、これらの斗いを五大国平和条約署名運動、駐兵と再軍備の単独講和を粉碎する全面講和斗争、ベルリンアップール・ソ同盟中国の対日講和の覚書の支持、朝鮮停戦に対するマリク提案の支持などの平和擁護の斗争と結合し、統一発展させることである。この方針に従って、農民戦線を分裂と御用化に導き帝国主義支配の道具にしようとする一切の分裂主義、反動ボスをバクロし、彼等の孤立化のための斗いと結合して行くなれば、農民斗争の孤立分散は克服され、わが日農の旗の下に全農民は統一して闘うであろう。

これらの諸方針を実現するための当面のスローガンは次の如くである。

一、電気、肥料、運賃など独占価格の引上反対 二、戦争準備の重税反対、貧困者、戦災者、失業者、未亡人の免税、差押え公売反対、滞納税金その他政府負債と高利負債の棒引き、一切の寄附の強制反対 三、戦時的備蓄、徴発、貯蔵反対、価格引下げと戦争のための検査制度反対、強権供出反対、戦争政策のための輸入反対、生産費を償う価格での農産物の政府買上の保証、消費者価格の引上反対 四、小作料引上、土地取上反対、不正取上地の返還、あらゆる農地農用林野施設の開放、採草地、薪炭林、未墾地の開放 五、軍事基地のための土地取上反対、戦争のための農民の徴用反対 六、農協の農産物代金天引き、分割払反対、即時全額を支払え 七、農協の増資強制反対、国から出せ、農村人の生活営農資金の無制限貸与 八、肥料、農具、主食の掛売りと生活保護法の広範囲の適用 九、農村労働者の賃金値上げ、労働条件の改善 一〇、土地改良、災害復旧、農林道の国費による改修、平和的生産的事業の実施と一切の軍事基地のための仕事のボイコット、平和産業の無制限拡大 一一、四Hクラブを始めとする植民地文化の注入反対、民族文化の防衛 一二、日本農業の軍事化と植民地化反対、軍事化と植民地化政策の手先、買弁的地方自治体、農業委員会等の粉碎、農村買弁ボスの孤立化とその打倒 一三、言論、集会、結社、デモの自由、農民運動に対する弾圧反対、戦争宣伝の禁止 一四、再軍備反対、軍事基地化反対、警察予備隊、海上保安庁、航空保安庁の廃止 一五、四大国協定による全面講和の即時締結、全占領軍の即時撤退 一六、五大国(米、英、仏、ソ、中)の平和協定の即時締結、日本再軍備反対のためのアジア会議開催の支持 一七、朝鮮停戦に対するマリク提案の支持、朝鮮からの外国軍隊の撤退 一八、すべての村に平和委員会をつくれ 一九、日農の拡大強化、分裂主義者の追放と農民戦線の統一、労働者農民の同盟万歳 二〇、軍国主義の復活反対、売国吉田反動内閣の打倒

第五回大会にもとづく対政府要請書

二六年産米価格一石当り一万円(以上)等要求の件

さきに政府は二六年産米麦価につき依然としてパリティ価格制を継続し、しかも特別加算額を前年の一五%より五%に切り下げ超過供出報償金を全廃し、早場米奨励金を半額に削減の方針を決定したことは朝鮮事変以来、特に恐慌状態を深化しつつある農民経済に死刑の宣告を与えたにも等しいものである。

もともとパリティ価格制度は独占資本の高利潤を確保するための植民地的低賃金政策の強化を、農民の犠牲のもとに行わんとするものであること既に広く学界及び世論によって批判済みの制度である。

われわれはパリティ価格制度を廃止し農民経済の再生産を保証し、農業生産力及農民購買力を増進することこそが、日本人民を戦争経済の犠牲から救って、平和産業の無制限拡大をもたらし、民族の繁栄を招来する唯一の方途なることを確信し、全農民団体一致の要求である生産費米価を支持すると共に、本年度の実情に基いて、左記の通り政府が二六年産米価格を石当一万円以上に定むることを第五回大会満揚一致の決議により要請する。

#### 記

一、供米価格は農業再生産を保証するため、全供出農家の限界生産費によるべきであって、末項記載の事由により二六年産米価格は石当一万円以上たるべきこと。

二、麦類の価格も生産費によることを原則とし、当面对米価比率をすくなくとも裸麦、小麦九〇%以上、大麦八〇%以上とすること。

三、超過供出及早場米奨励金は、すくなくとも二四年の実績以上を支出すること。

四、生産者価格改訂による消費者の負担増加は、原則として米麦価に見合う賃金水準の引上げを以てし、当面の緊急措置として輸入補給金を廃止しこれを繰入れるなど国庫負担による二重価格制度を採用すること。

五、限界生産費計算においても、災害の著しいものは、価格算定の基礎から除外されるであろう。従って、生産費による価格政策と共に、併せて災害共済対策が速やかに確立されなければならない。

#### 以下略

#### 農産物の供出及価格対策に関する要請書

われわれは、農民の犠牲による供出制度はもとより、かかる独占資本本位の買叩き政策に飽くまで反対し、第五回大会の決議により農産物販売及価格対策に関し左記事項の速やかなる実施を要請する。

#### 記

一、生産費を償う農産物支持価格制度を速やかに設置し、米麦その他の主要農産物は勿論国民が日常生活に必要とする各種農産物を農民が希望する量だけ買上の方途を確立すること。

二、右支持価格制度の確立を俟って速やかに米麦の供出制度を廃止すること。

三、外国食糧の輸入補給金を廃止すると共に、輸入関税その他必要なる一切の措置を講じ、将来に於ても外国食糧の犠牲として国内農産物が買叩かれることなきよう農業保護政策に万全を期すること。

四、当面の供出制度について次の改正措置を講ずること。

(イ)二六年産米価は一万円以上とすること。

(ロ)供出は実収に基く個人割当が基礎である。しかるにこれを無視して町村及部落への強制割当が行われている実情を速やかに是正し、部落への天下り割当の違法性を明確にすること。

(ハ)農業専従者の保有米を六合とし、一部保有農家にもこれを認めると共に農家保有米優先確保の原則を明白にすること。

(ニ)補正は供出補正でなく、生産補正たることを明白にすること。

(ホ)強権発動を廃止し、災害、疾病、貧困等による供出不能分は免費とすること。特に供出問題に警察官の介入を絶対禁止すること。

(ヘ)農機具、肥料その他の生産手段を米価に釣り合う価格で配給すること。

(ト)保有米を課税の対象としないこと。

森林法改正反対、薪炭生産者の生活擁護に関する要請書

さきに政府は森林法を改正して大山持地主並にパルプ及化学繊維系の独占資本との結合を強化し、彼等に事実上の伐採の自由を与え、薪炭生産者にはきびしい伐採制限を加えたるのほか緑化の美名のもとに農民の犠牲による造林を強制するなどによって、森林業への独占資本、大山持地主の進出征覇に積極的な援助を与えている。

われわれは政府が左記事項を速やかに実現して、薪炭生産者及農民の生活を安定すると共に、彼等の生活資源たる森林資源の維持育成に積極的な援助を与えられたく、第五回大会の決議により要請する。

記

一、薪炭生産者及び小農民の窮乏を救い、生活安定のため、国有林及び大山林所有者の林野を全面解放すること。

二、当面大山林所有者又は独占資本と許可官庁のボスの結合を排撃し、国土を荒廃せしむる彼らの伐採を制限して治山治水に遺憾なきを期すること。

三、当面薪炭用原木の国有林払下げについて、その手続の簡素化と分割払乃至分割払下げを認めて、資金なき薪炭生産者の生産擁護に当ること。

四、預金部資金、見返資金などを木炭資金に廻し、農林中金の木炭資金貸出を容易にすると共にその貸出範囲の拡大と手続の簡素化をはかること。

五、奥地林(国有林)の開発、林道の新設改修に努め、薪炭生産者の労苦を軽減し、生産能率の増進に寄与すること。

六、炭ガマ改良助成金を尠くとも現行の三倍に増額すること。

七、木炭倉庫施設に関し、農林漁業特別会計資金の優先貸出とその増額を図ること。

八、当面の薪炭生産者の窮乏を救うため、生計資金、生産資金の貸出について適切な措置をとること。

九、中小森林所有者の造林経費を全額国庫助成すること。

一〇、自家用薪炭林のワクを拡大し、農民の薪炭と生活に支障なからしめること。

三、第一回常任委員会の開催 日農(統一派)は九月一一、一二日総本部事務所において第一回常任委員会を開き、つぎの事項を協議決定した。

(一)弾圧政策強化に対する対策

九月四日日共臨時指導部の追放その他労農団体に対する弾圧政策強化に対し、反ファッショ統一戦線を結成し、各団体に共闘を申入れ、弾圧反対声明を発する等の対策を決定。

(二)地方協議会の確立

九月中にブロック別協議会を召集し、軍事基地取上反対、青年運動強化対策をとりあげる。また日農の枠にとらわれず、地協を地方的労農同盟の基盤たらしめる。

(三)大会方針具体化および大会決議事項の処理。

四 危機突破全国農代会議 一〇月二六日衆議院第二会議室に全府県農民代表約三〇〇名が集まり、日農統一派大沢副委員長の司会で、小原、福島両氏を議長に選出して、危機突破全国農民代表者会議が開催された。この日はあたかも講和、安保両条約が衆議院を通過し、会議は単独講和と再軍備への動きに対する代表達の激しい反対の気運の中で進められた。

祝辞に立った平和ヨーゴ日本委員会代表、憂国運動全国協議会の代表はそれぞれ単独講和打破のための国民戦線結成の必要を力説し、日農主体性派大森事務局長も労農共同戦線の展開を訴え、特別調達庁労組代表は、農漁民からの基地用農地、漁業権取上げ反対の闘争を支持する旨発言があった。

議事は「主食統制撤廃反対に関する件」(新潟代表)から始められ、特に福島代表から、常盤炭鉱では加配米確保のため青田一反を一万円から二万五千元で農民から買入れているという事実が報告され、供出闘争と統制撤廃反対闘争との結合が必要であると決議された。つづいて「基地土地取上げ反対に関する件」(青森代表)を上程し、青森、長野、大分各県代表の実情報告があつて「十分な補償と換地」の要求があり、特調労組その他労組勢力と提携して統一闘争を展開することを決定、また日農本部提出の「条約批准反対闘争に関する件」を討議し、全面講和実現まで闘うと満場一致で可決した。

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1953年版(第25集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---